

令和3年9月1日

保護者の皆様

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

9月からの学校給食欠食の取扱いについて

処暑の候、保護者の皆様方にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日ごろは、犬山市の教育活動並びに学校給食活動にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

お子様の長期の欠席等による学校給食の欠食の扱いについては、以前よりお知らせをしていますが、9月より新型コロナウイルス感染予防対応として家庭学習を選択される場合もあることから、改めて給食欠食の取扱いについて確認いただきますようお願いいたします。

記

1 欠食について

- 連続して4日以上給食の欠食を希望される場合は、給食を止めることができます。欠食を希望される場合は、学校に欠食したい期間についてお申し出ください。家庭学習のために登校しないことを理由とする欠食は可能です。
- 食材発注等の都合上、欠食は保護者による申し出の日の翌日から6日目（土・日・祝日含む）以降の対応となります。申し出から5日目までの給食は、食べない場合でも給食費をいただくこととなりますので、ご了承ください。
- 欠食期間の延長・短縮をする場合は、必ず学校にお知らせください。
- 学級閉鎖や学校閉鎖、臨時休業の場合、申し出は不要です。
- ※既に、本日より家庭学習を選択されている場合は、個別に欠食対応します。

2 復食について

- 予め学校に復食日を伝えていない場合は、復食日が決まりましたら、速やかに学校までご連絡ください。原則、欠食と同様に申し出の日の翌日から6日目（土・日・祝日含む）より復食が可能です。なお、食物アレルギー対応を必要とされる場合は、申し出の際にその旨お知らせください。
- 復食申し出日より早く登校となった際には、弁当の持参をお願いする場合があります。

3 返金について

- 欠食となった場合は、「単価（小学校：290円、中学校：340円）×欠食回数」分を返金します。返金は、次月以降の給食費集金の減額対応で行う場合もあります。

担当：犬山市 学校教育課（市役所3階）
TEL：（0568）44-0351
FAX：（0568）44-0372
E-mail：070200@city.inuyama.lg.jp